様式第13号の４（第24条の２の５第１項関係）（裏面）

記載心得

１　「業務の内容」の欄には、労働基準法第38条の４第１項第１号に規定する業務として決議した業務の内容を具体的に記入すること。

２　「労働者の範囲」の欄には、労働基準法第38条の４第１項第２号に規定する労働者として決議した労働者の範囲を、「業務の内容」の欄に記入した業務の内容ごとに具体的に記入すること。

３　「制度の適用労働者数」の欄には、報告期間末日における制度の適用労働者の人数を、「業務の内容」の欄に記入した業務の内容ごとに記入すること。

４　「同意した労働者数（同意を撤回した労働者数）」の欄には、当該報告期間中に制度適用の同意をした労働者数及び当該同意を撤回した労働者数を、「業務の内容」の欄に記入した業務の内容ごとに記入すること。

５　「労働者の１箇月の労働時間の状況」の欄には、労働基準法第38条の４第１項第４号に規定する労働時間の状況（以下「労働時間の状況」という。）として把握した時間のうち、当該報告期間中に対象業務に従事した労働者の中で１箇月の労働時間の状況が最長であつた者の当該１箇月の労働時間の状況及び当該報告期間中に対象業務に従事した労働者全員の１箇月当たりの労働時間の状況の平均値を、「業務の内容」の欄に記入した業務の内容ごとに具体的に記入すること。なお、時間数については、小数第二位を四捨五入して記入すること。

６　「労働者の労働時間の状況の把握方法」の欄には、労働時間の状況を実際に把握した方法を具体的に記入すること。

７　「労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況」の欄には、労働基準法第38条の４第１項第４号に規定する措置として講じた措置について、原則として以下の番号から選択して記入した上で、その実施状況を具体的に（　　）内に記入すること。なお、いずれの番号にも該当しない措置については、番号は記入せずに（　　）内に具体的内容を記入すること。また、複数の措置を講じた場合にはいずれの措置の実施状況についても記入すること。

①　終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。

②　労働基準法第37条第４項に規定する時刻の間において労働させる回数を１箇月について一定回数以内とすること。

③　把握した労働時間が一定時間を超えない範囲内とすること及び当該時間を超えたときは労働基準法第38条の４第１項の規定を適用しないこととすること。

④　働き過ぎの防止の観点から、年次有給休暇についてまとまつた日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。

⑤　把握した労働時間が一定時間を超える対象労働者に対し、医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいい、労働安全衛生法第66条の８第１項の規定による面接指導を除く。）を行うこと。

⑥　把握した対象労働者の勤務状況（労働時間の状況を含む。以下同じ。）及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。

⑦　把握した対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。

⑧　心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。

⑨　把握した対象労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。

⑩　働き過ぎによる健康障害防止の観点から、必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。